

病院統合再編 総務大臣に法人の認可申請へ

●お問い合わせ／市企画調整課企画調整係 ☎26-17704

酒田市と山形県のそれぞれの12月定例議会で職員の法人引き継ぎに関する条例、承継財産の議決が行われました。これに昨年9月の両議会で議決された法人の定款と併せ、1月中旬に総務大臣に対して「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構」の設立認可申請を行います。

3月中の認可を予定していて、4月1日に新法人が正式に発足することになります。

基本設計配置計画案を検討

昨年12月26日に施設部会が開催され、基本設計業者から増築建物のおおまかな配置計画案が提案されました。

この計画案では、現在の日本海病院の西側に増築棟が配置されるものであり、その内容は、
①現在の外来棟の西側に1棟の外来棟（14室程度の診察室の増設）を増築する

②新しい外来棟の北側の1階には、救命救急センターを整備するとともに放射線関係の施設整備を図る。その2階には内視鏡室、検査関係

の施設整備。3階と4階に60床ずつの病棟を整備（合計120床）する

③さらに北側の2階には手術室を5室増設し、現在の手術室と合わせて12室の手術室を整備、その3階には周産期施設の整備を図るなどの施設配置の概要が検討されました。

また、1月8日に開催された第3回法人設立準備会でも施設部会で検討された配置計画案について基本的には了承され、今後は、年度末に向けて設計業者と具体的な配置計画、設備計画を詰めていくこととなります。

平成20年度中には、施設整備に関する実施設計が計画されていて、平成23年3月までに日本海総合病院の施設整備を完成させる予定です。

新法人運営等に関する県、市の費用負担について

新法人の「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構」に対する運営費は、地方独立行政法人法第

85条に規定する公営企業型地方独立行政法人の事業の経費として設立団体が財政負担をする必要があり、次のとおり山形県と酒田市が負担することになりました。

なお、この法律の規定で設立団体が負担する経費は、①性質上、当該公営企業型地方独立行政法人の事業経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費②当該公営企業型地方独立行政法人の

第1期中期目標期間(平成20年度～23年度)		
法人移行前の企業債元利償還債務	山形県	県立日本海病院分
	酒田市	市立酒田病院分
統合再編に伴う施設の整備	山形県	日本海総合病院の増改築分（三次救急機能整備分）
	酒田市	日本海総合病院の増改築分（酒田病院改築分）・酒田医療センターの改修分
政策医療等の実施、医療器械の整備	山形県	5.7/10（普通交付税の算定基礎となる病床数（528床：400床）で案分）
	酒田市	4.3/10

性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に限られていて、病院経営については、原則的に診療報酬で運営することになります。

引き続き意見を募集しています

病院統合再編に関する皆さんの意見を募集しています。

市企画調整課企画調整係 ☎26-5704 FAX26-6914
Eメール / kikaku@city.sakata.ig.jp

出前講座を開催します

統合再編についての出前講座を実施しています。開催希望日の2週間前までに、直接またはファクシミリ、Eメールで左記に申し込んでください。

市まちづくり推進課地域づくり係
☎26-5725 FAX26-3688、
Eメール / machi@city.sakata.ig.jp